平成３０年度第１回　大阪府障がい者施策推進協議会

意思疎通支援部　手話通訳ワーキンググループ　議事概要

日　　時：平成３０年８月３日（金）10:30～12:40

場　　所：大阪府庁新別館北館１階　会議室兼防災活動スペース５

出席委員（五十音順・敬称略）：

・飯泉　菜穂子　大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館

　　　　　　　　人類基礎理論研究部日本財団助成

　　　　　　　　手話言語学研究部門特任教授

・武居　　渡　　金沢大学　人間社会研究域学校教育系　教授

・長宗　政男　　大阪聴力障害者協会　役員【座長】

**議題１について**

○事務局

・議題１の説明。

**議題２について**

○事務局

・議題２「（１）手話通訳者養成講座・登録試験のあり方の見直し」の説明。

○座長

　・受託事業の状況について説明。

・手話通訳者の登録試験は、全国統一試験の採用を府に提案した経過がある。

　統一試験を養成講座の修了試験に位置付け、その上で府としての従来の

　登録試験を実施しようというもの。

手話通訳士の位置付けとして、統一試験の合格者を対象としている県も　　ある。

　・登録手話通訳者でも、手話通訳士の試験には不合格となることがある。　　登録試験と手話通訳士試験には齟齬があると、不満を持っている人もいる。

　・他府県の登録者で府に転入してきた者については、転入前の県で受講した養成講座のカリキュラム等に照らし、府の講座のうち、必要なものだけ受講させる。

　・養成講座の講師は、大聴協の独自かつ任意の講師団を組織している。

○委員

　・講師の技術を磨く研修は、とても大事。手話言語学の知識や技術、教える際に役立つものでなければならない。石川県では取組みを実施している。

　・養成に係るコストは莫大にもかかわらず、登録試験に合格しない。

養成は税金にて運用されている。これは変えないといけない。

　・養成の対象は若い人をターゲットにすべき。若い人をつぶさないように。

○座長

・府は奉仕員を養成の対象にしているため、若返りが難しい。

○事務局

　・奉仕員を対象としているのは、府の独自ルールではない。

・また、府は、奉仕員を養成の対象とはしていない。

　受講のための試験を合格した者が受講対象である。

○委員

・養成講座について、国の方針や府、市町村の状況を確認したい。

・東京都の事例は独自のもの。

　・大阪府内の市では独自の登録試験をしているのか。

○座長

　・門真市はやっている。

○事務局

　・門真市が実施しているのは、市の非常勤職員として手話通訳を行う者の　　採用試験だ。

○委員

　・府の講座の実態は、どうなっているか。

○事務局

　・参考４について説明。

○委員

　・若い人がいいのは当然だが、手話通訳者としての長い経験も必要とされてきた。

・東京都は市・区でも手話通訳者を育てている。また、東京都の通訳者は「手話通訳士有資格者＋登録試験合格」した者であり、高い専門性を有している。

　・府の養成講座の受講者のレベルはどうか。

○座長

　・初級講座受講の前には判定試験を実施している。

○委員

　・受講者のレベルを知りたい。

○座長

　・奉仕員としての相当の経験を有する者。

○事務局

　・実際には、明確ではない。

○委員

　・ターゲットとする受講者のレベルを確認しないとならない。

その上で考えるべきこともある。

　・どのレベルをターゲットとするのか。

○座長

　・特に高い専門性のある手話通訳者の養成が目標である。

○委員

　・登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。

　　①受講者のレベルが低い

　　②講座の内容がよくない。

　　③試験問題が難しい。

　・①は受講生のレベルを絞り込むべき。

　　②は深めた講座内容をする等、考え直すべき。

　　その上で、③を考えるべき。

○事務局

・現状を説明（受講者は各クラス20名でよいか）。

○座長

　・20名でよいが、東京都の講師は、どう選んでいるのか。

○委員

　・東京都は、指導者養成コースを実施している。

　・20名は、個人的に多いと思う。

○委員

　・A県は、１クラス10名程度。

○委員

　・専門性の高い手話通訳者を養成するのには、20名という規模では、きっちり指導し、きっちり技術を習得させるのは難しい。

　・特に高い専門性のある手話通訳者の養成を目指すのであれば、受講者数を絞っていいと思う。

○座長

　・国にも「特に高い専門性」の基準を出せと言っているが出てこない。

○委員

　・国ではなく、府と大聴協で考えればよい。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○事務局

・議題２「（２）手話通訳者の登録・派遣の見直し」の説明

○座長

　・手話通訳派遣コーディネーターの役割が重要。現在は、コーディネーターの事務負担が大きいため、環境づくりが必要。

　・また、かつて「補」の制度があったが、ＯＪＴとかつての「補」の整理が必要。高齢のろう者のために、高齢者対応も「特に専門性の高い」に認めてほしい。

○事務局

　・コーディネーターは、国と協議し、国基準以上に情報提供施設運営費補助金を支出しており、すでに十分に対応済み。また、負担が大きいというが、派遣ニーズは決して多いとは言えない。

　・「補」については、試験不合格者救済措置であり、ＯＪＴとは、明らかに一線を画している。すでに整理済み。

○委員

　・派遣状況が少ない。府制度と団体独自の制度の違いはなにか。

・また、通訳者は異なるのか。

○座長

　・実施主体が異なる。通訳者は府制度で派遣する場合でも、団体独自の派遣制度で派遣する場合でも、結果的に同一人物のこともある。

　・国の制度の派遣対象外の部分を団体が派遣している。

○委員

　・コーディネーターは、府の制度派遣を行うのも、団体の独自派遣を行うのも同一人物か。

○座長

　・同一人物。

○委員

　・府制度での派遣件数が少ないのは、団体独自の派遣制度を利用するからな　のではないか。また、府制度の派遣と団体の独自派遣のものを兼ねているのであれば、コーディネーターは現状で十分であり、対応不要。

○座長

　・府の派遣要綱が厳しい。

○事務局

　・かつては厳しかったが、平成２９年度に要綱改正し、現状、法律以上の

　　縛りは全くない。指摘は全くあたらない。

　・そもそも、法律上のしばりが厳しいというのなら、理解できる。

　　「特に専門性の高いもの」について、職場と学校などの反復継続性のある場を除外していることが、厳しいとも考えられる。この点、議論の余地が　　ある。

○委員

　・登録者数と派遣の数のバランスが取れていない。

○委員

　・派遣のニーズが少ないのは、なぜか。

○事務局

・市町村が実施するいわゆる日常生活レベルのニーズについては、手話通訳　者の派遣件数はある程度多い。

○委員

　・民博の講演会は要綱の対象か。

○座長

　・対象である。

○事務局

・団体等による代理申請を認めれば、件数は増えるだろう。

○座長

　・手話の通じにくい高齢者の手話を読み取り、手話を伝えるのも、

　　特に高い専門性だ。府の派遣対象とするべきだ。

○委員

　・特に高い専門性は、技術だけではなく、要件の内容も含まれる。

○委員

　・「特に高い専門性」と「専門領域」は全くの別物。

通訳者の専門性が求められている。

○委員

　・府と団体、それぞれの通訳者の育て方を考えるべきでは。

○座長

　・現状はそれぞれ、分けられている。

○事務局

　・団体としての手話通訳者の養成確保は、ＷＧの議論の対象外だ。

　・とはいえ、現在の民間立の聴覚障がい者情報提供施設の機能は、H32年からは府立施設の機能となる。

・とはいえ、府としての人材養成は、「特に高い専門性」に絞られる。

・以上を踏まえて、この検討はH32年以降も踏まえたものである。

○事務局

　・本日のこれまでの議論を踏まえれば、まず、講師のあり方については、

　　見直しを進める。さらに、講座についても、①受講生のレベルを絞り込む、　　②講座内容についても見直す、その上で、③試験についても見直す。

・講座については、初級・中級・上級のそれぞれの講座のターゲット・目的の明確化が必要。

・この点、東京都は初級・中級・上級の枠組みを活用して、それぞれのターゲットを明確化している（初級＝○○、中級＝●●、上級＝○○）。

・府としても、今日の議論を踏まえて、東京都の取組も参考にしながら、初級・中級・上級のそれぞれの講座のターゲット・目的の明確化を図っていく。

○委員

　・東京都の講座や登録試験の状況をもっと詳しく把握してはどうか。

○事務局

・そのようにする。

　・（２）については、特に反対意見もなかったので、これをさらに深堀りする。

　・次回ワーキンググループまでに委員各位と事務局案をベースに事前調整を何度か行い、それを基にして、次回ワーキンググループで方針をまとめる。

　・次回は１１月を予定。

○座長

　・本日の議論の内容について、団体として承知しているわけではない。

・団体とはしっかりと調整されたい。

○事務局

　・了解した。しっかりと調整していく。

○座長

　・お願いする。

以上